

議案第 46 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成 11 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

別表消防法関係手数料の表製造所の設置の許可の申請に対する審査の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表取扱所の設置の許可の申請に対する審査の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を

「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を踏まえ、製造所等の設置の許可の申請に対する審査、製造所等の設置の許可に係る完成検査前検査及び特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査に係る手数料の額を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。